

## 三条市移住者家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進を図るため、予算の範囲内において三条市移住者家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外から市内に転入し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 定住 市内に住所を有する者が、継続して市内に生活の本拠を置き生活することをいう。
- (3) 民間賃貸住宅 賃貸借契約により賃貸借される住宅（貸間を含む。）であって、入居者の親族又は雇用主以外が所有するもの（三条市営住宅条例（平成17年三条市条例第161号）第3条第1号に規定する市営住宅を除く。）をいう。
- (4) 地域おこし協力隊員 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）第2の(1)に規定する地域おこし協力隊員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住しようとする又は移住した世帯で、補助金の交付申請の日から次条に規定する補助対象期間が終了するまで、次に掲げる全ての要件を満たすものの代表者とする。

- (1) 初回の交付申請の時点において、県外から市内に転入した日の翌日から起算して180日を経過した世帯員がいないこと、かつ、40歳未満の世帯員がいること。
  - (2) 県内の企業に就職している、又は県内で事業を営んでいる世帯員（企業の人事異動等により市内に定住できないことが明らかであると市長が認める者を除く。）がいること。
  - (3) 本市に居住できること。
  - (4) 世帯員の全員が納付期限の到来した市町村民税又は特別区民税を完納していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる世帯の代表者は、市長が特に認める場合を除き、補助対象者としなない。
- (1) 地域おこし協力隊員として転入しようとする、又は地域おこし協力隊員として転入した世帯員がいる世帯
  - (2) この要綱（補助金を受けようとする期間が次条に規定する補助対象期間の範囲内である場合を除く。）その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により、家賃補助に相当する助成（世帯員として受けたものを含む。）を受けた、又は受ける世帯員がいる世帯

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、申請者1人につき、最初に補助金の交付の対象となる月から36月を経過する月までの期間とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、民間賃貸住宅の賃借料のうち、交付申請を行う日が属する月から当該月が属する年度の3月までに係るものとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む世帯員が勤務先から住宅手当その他の賃借料に対する助成を受けている場合は、その合計額を控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当するときは、その月の賃借料については、補助対象経費に含めないものとする。

(1) 月の初日以外の日において、第3条第1項に掲げる要件を全て満たし、かつ、補助対象経費に係る賃貸借契約を締結した場合

(2) 月の末日以外の日において、補助対象経費に係る賃貸借契約が終了する場合

3 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1月当たりの補助金の額は、その月ごとに、次の各号に掲げる補助対象期間の区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 1月目から12月目まで 5,000円

(2) 13月目から24月目まで 10,000円

(3) 25月目から36月目まで 20,000円

(交付申請)

第6条 申請者は、年度ごとに、市長が指定する期日までに、三条市移住者家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、添付書類の記載内容について公簿等により確認できる場合は、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 交付申請時における住所地の世帯全員の住民票の写し

(2) 交付申請時における市町村民税又は特別区民税に係る納税証明書

(3) 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

(4) 第3条第1項第2号に該当する世帯員についての雇用証明書（様式第2号）又は営業証明書その他の事業を営んでいることを証する書類として市長が認めるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めた場合は、三条市移住者家賃補助金交付決定通知書（様式第

3号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容のうち申請者に係るものに変更が生ずるときは、三条市移住者家賃補助金変更申請書(様式第4号)に、市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認した場合は、三条市移住者家賃補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた期間が終了するときは、市長が指定する期日までに、三条市移住者家賃補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る支払が確認できる書類

(2) 雇用証明書(様式第2号)又は営業証明書その他の事業を営んでいることを証する書類として市長が認めるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査した上、補助金の額を確定し、三条市移住者家賃補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助対象期間中に申請に係る世帯が第3条第1項各号に掲げるいずれかの要件に該当しないことが判明したとき。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項第2号の規定を適用する場合において、三条市移住・定住支援補助金

交付要綱を廃止する要綱（令和 8 年三条市告示第 152 号）による廃止前の三条市移住・定住支援補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、同号の助成に含まないものとする。

- 3 旧要綱の規定による補助金（旧要綱第 2 条第 7 号に規定する住宅賃借事業に係るものに限る。）の交付を受けた者に係る第 4 条の規定の適用については、同条中「36 月を経過する月までの期間」とあるのを「三条市移住・定住支援補助金交付要綱を廃止する要綱（令和 8 年三条市告示第 152 号）による廃止前の三条市移住・定住支援補助金交付要綱（平成 27 年三条市告示第 483 号）の規定による補助金（同要綱第 2 条第 7 号に規定する住宅賃借事業に係るものに限る。）の交付を受けることができるとされる最後の月までの期間」とする。